資料１

令和８年１月 14 日

一般廃棄物処理基本計画の策定状況の報告について（地域生活部環境課）

１．計画策定の趣旨

廃棄物の発生抑制と資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適切な収集運搬・中間処理・最終処分を行い、脱炭素社会・自然共生社会の形成とともに循環型社会を構築するために必要な取り組みを進めることを目的として策定するものです。

令和２年度に策定した前回計画目標年度が令和７年度であったことから、前回計画で定めていた目標の達成状況の確認とともに、状況の変化を踏まえて、本市における一般廃棄物処理について、総合的かつ中長期的に基本方針を定め、必要な見直しを行います。

【関係法令等】

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項」

・「島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第８条」

２．計画の構成

第１章　計画の基本的事項

第２章　ごみ編

第３章　食品ロス削減推進計画【新規】

第４章　生活排水編

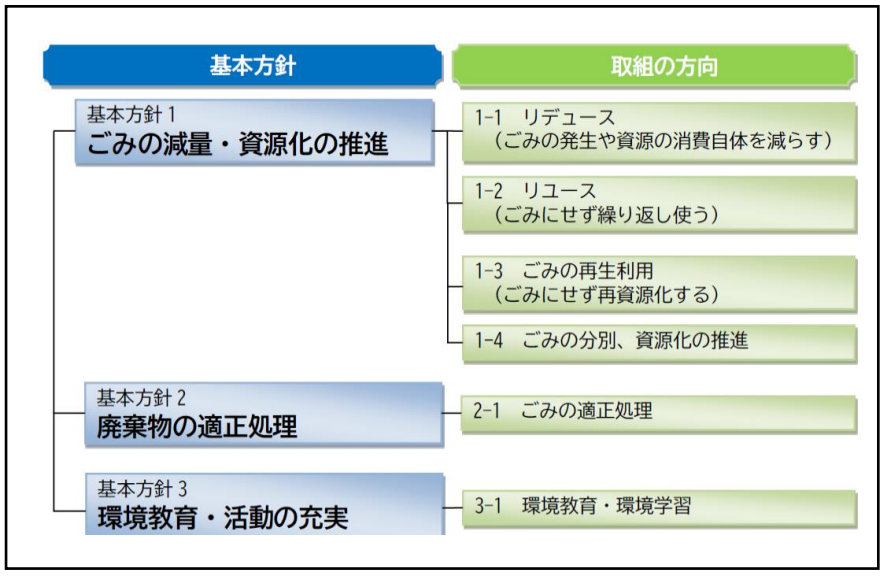

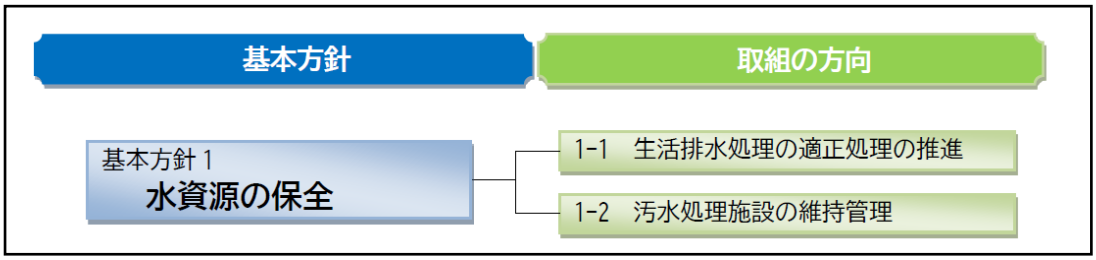

◆食品ロス削減推進計画について

全国の令和５年度の食品ロス量は、年間約 464 万ｔ（うち事業系 231 万 t、家庭系 233 万 t）と推計されており、令和７年３月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、地方公共団体においても食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされています。現段階では策定は努力義務ですが、今回の一般廃棄物処理基本計画策定のタイミングで、令和７年３月に実施した「一般廃棄物処理に関するアンケート」結果を踏まえつつ、島田市廃棄物減量等推進協議会の意見聴取により新たに策定するものです。

３．数値目標について

【ごみ編】

①1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）を、令和 17 年度までに令和 6 年度比で約 7%削減する。

R6（現状）　796ｇ/人・日　⇒　R17（目標）738ｇ/人・日

【食品ロス削減推進計画】

①令和６年度から令和 12 年度までに家庭系食品ロス量を７%削減（令和 17 年度まで維持）

R6（現状）　1,457ｔ/年　⇒　R17（目標）1,354ｔ/年

②令和６年度から令和 12 年度までに事業系食品ロス量を５%削減（令和 17 年度まで維持）

R6（現状）　2,143ｔ/年　⇒　R17（目標）2,036ｔ/年

③食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合を 80%とする。

【生活排水編】

①生活雑排水処理率を令和６年度の 73.6%から、令和 17 年度には 75.4%とする。

②生し尿及び浄化槽汚泥の収集（処理）量は令和６年度実績の 55,651kL/年から、令和 17 年度には 50,604kL/年とする。

４．策定経過及びスケジュール

①第１回島田市廃棄物減量等推進協議会【令和７年７月 25 日】

②第２回島田市廃棄物減量等推進協議会【令和７年 10 月 29 日】

③第３回島田市廃棄物減量等推進協議会【令和７年 12 月 10 日】

④パブリックコメントの実施【令和８年１月７日から令和８年２月６日まで】

⑤第４回島田市廃棄物減量等推進協議会【令和８年３月上旬（予定）】

⑥告示【令和８年３月末（予定）】